

本書において、下記の誤りがございました。
ここに訂正させていただきますとともに、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

該当ページ	該当箇所	誤	正	備考	訂正反映
本冊 152	「*1 語句解説」	親権者とは、未成年の子に対して親権を行う者をいい、父母が婚姻中は 父母が共同して 親権者となります(818条 3 項)。	親権者とは、未成年の子に対して親権を行う者をいい、父母の婚姻中は その双方が 親権者となります(818条 2 項)。	* 民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号、令和8年4月1日施行)による訂正事項	・3刷修正済み ・電子書籍未対応
本冊 406	「3 婚姻の効果」の5～7行目	③ 契約取消権(754条) 夫婦間の契約は、婚姻中はいつでも取り消すことができます。夫婦間の契約の履行は、当事者間の道義に委ね、法による強制を避けるためです。	該当部分を削除	* 民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号、令和8年4月1日施行)による訂正事項	・2刷修正済み ・電子書籍未対応
本冊 406	「Festina lente」の1行目	離婚後の親権に関する規定が…。	民法 の離婚後の親権に関する規定が…。		・2刷修正済み ・電子書籍未対応
本冊 406	「Festina lente」の第2段落	…規定も定められたよ(824条の2第1項3号、2項、3項)。	…規定も定められたよ(824条の2第1項3号、2項、3項)。 実は、婚姻の効果として夫婦間の契約はいつでも取り消すことが認められていたんだ。もとの規定(旧754条)は、夫婦という特別な関係性を考慮して契約の拘束力を弱めたものだったのだけど、当事者の真意を問題とせず一律に夫婦間の契約の取消しを認めるのは妥当ではない等の批判があり、この法改正で削除されたよ。	* 赤字部分を追加	・3刷修正済み ・電子書籍未対応